

(様式 1)

職業実践力育成プログラム (B P) への申請について

令和2年10月6日

①学校名：	大阪経済 大学（私立）		②所在地：	大阪市東淀川区大隅 2 - 2 - 8		
③課程名：	中小企業診断士登録養成課程		④正規課程／履修証明プログラム：	履修証明プログラム	⑤開設年月日：	2019/2/16
⑥責任者：	学長 山本俊一郎		⑦定員：	18名	⑧期間：	1年間
⑨申請する課程の目的・概要：	中小企業診断士第1次試験合格者が本課程を修了することで、同試験の第2次試験と実務補習が免除され、中小企業診断士の登録資格が得られる。この課程では、中小企業経営を専門分野とする本学専任教員と中小企業診断士として企業診断の最前線で活躍する大阪府中小企業診断協会の講師を中心として演習、実習科目を行う。これらの科目により市民としての良識とたくましい実践力、中小企業経営に関する実践的な知識・思考法、ステークホルダーとの高いコミュニケーション能力および他者と協働し社会に貢献するための協調性・規律性を備えた中小企業診断士を養成することで、中小企業の経営指導および発展を通じて、大阪ならびに関西経済の活性化を目指すことを目的とする。					
⑩4テーマへの該当の有無	中小企業活性化	⑪履修資格：	(1) 学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者 (2) 中小企業診断士第1次試験（以下、「第1次試験」という。）合格者のうち以下の者 ① 登録養成課程の開講年度および開講前年度の第1次試験合格者 ② 平成12年度以前の合格者（平成13年度以降に第2次試験を受験した者および平成18年度以降に養成課程または登録養成課程を受講した者を除く） (3) 心身ともに健全で1年間の研修を受講し得ると判断できる者 (4) パソコン操作の基礎知識（文書作成・表計算・プレゼンテーションの各ソフトを使いデータの並べ替え・グラフ化等の基本操作が行える）を有し、開講時にノートパソコンを持参できる者 (5) 本登録養成課程修了後は中小企業診断士の知識・経験・スキルを中小企業の経営支援や地域経済の発展に積極的に役立てたい者・中小企業診断士の資格取得自体が目的ではない者			
⑫対象とする職業の種類：	中小企業診断士、銀行等渉外係、経営企画事務員、経営コンサルタント、経営指導員					
⑬身に付けることのできる能力：	（身に付けられる知識、技術、技能） ・中小企業経営に関する実践的な知識および思考法 ・中小企業経営を分析する手法 ・コミュニケーション能力			（得られる能力） ・中小企業の経営を診断する能力 ・中小企業経営に関して助言する能力		
⑭教育課程：	中小企業の事例を教材とした経営戦略の形成＜科目＞、マーケティング戦略・営業マネジメント＜科目＞、財務分析の進め方＜科目＞等により中小企業経営に関する実践的な知識を教授するとともに、コンサルタントのコミュニケーションスキル＜科目＞や各科目におけるグループワーク・ディスカッションによりコミュニケーション能力・協調性を養成する。また、実際の中小企業を訪問して行う製造業経営診断実習＜科目＞や経営戦略策定実習Ⅰ＜科目＞等の実習科目では、現場視察、経営者や従業員へのインタビュー、グループディスカッションなどを通して、中小企業の経営診断能力や助言能力を養成する。					
⑮修了要件（修了授業時数等）：	(1) 企業診断実習の審査と面接審査の結果、「中小企業診断士登録養成課程受講者修得判定基準に関する内規」に定める平均評価レベル3以上であること。 (2) 中小企業診断士登録養成課程業務規程第14条第2項の各号に定める研修実施時間数のうち、次に定める割合以上に出席した者で、かつ、各科目（演習、実習）の評価および受講態度が良好だった者であること。なお、この割合は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令別表一および別表二で定める時間数を満たすよう算出したものである。 (1) 経営診断Ⅰ 演習 88% (2) 経営診断Ⅰ 実習 85% (3) 経営診断Ⅱ 演習 85% (4) 経営診断Ⅱ 実習 90%					
⑯修了時に付与される学位・資格	中小企業診断士登録養成課程修了証明書、履修証明書、中小企業診断士資格（修了後、中小企業庁への申請が必要）					

⑰総授業時数：	738 時間	⑱要件該当授業時数：	684時間	該当要件	企業等 双方向 実務家 実地	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数：	92.68%
⑳成績評価の方法：	企業診断実習の審査、面接審査、各科目の出席状況・評価および受講態度等を勘案して、総合的に判断する。						
㉑自己点検・評価の方法：	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。本課程の質的向上および教育の改善を図ることを目的とし、本学教職員4名と外部有識者2名で構成する登録養成課程自己点検・自己評価委員会を置き、本課程自己点検・自己評価の実施体制、実施項目、実施内容、および実施方法に関するものを審議する。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法：	修了者に対するアンケートや面談により、修了後（中小企業診断士資格取得後）の中小企業診断士としての活動状況（プロコンサルタントとしての独立開業の有無、企業経営診断の実施件数など）を把握し、その結果を登録養成委員会運営委員会にて審議することにより効果を検証する。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み：	（教育課程の編成） 本学の教職員および大阪府中小企業診断協会の会員で構成する登録養成課程運営委員会において、教育課程編成・実施の方針等について審議することで意見を取り入れる。また、本学の教職員および同協会の会員で構成する登録養成課程質保証委員会において、シラバス、教材および講義内容の基準達成状況を審議することで、意見を取り入れる。 （自己点検・評価） 本学の教職員および同協会の会員で構成する登録養成課程自己点検・自己評価委員会において、当課程の自己点検・自己評価の実施体制・項目等、自己点検・自己評価の結果に基づく改善策に関するもの等について審議することで意見を取り入れる。						
㉔社会人が受講しやすい工夫：	平日夜間（2日）と土日中心のカリキュラム、アクセス至便なキャンパス（北浜駅直結）での開講						
㉕ホームページ：	（URL） http://www.osaka-ue.ac.jp/life/chushoukigyoushindanshi/						

事務担当者名：	大塚好晴	所属部署：	教育・研究支援・社会連携部 図書館・研究所事務課
連絡先：	（電話番号） （E-mail）	06-6328-2431 yousei@osaka-ue.ac.jp	

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ（文部科学省使用）」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。